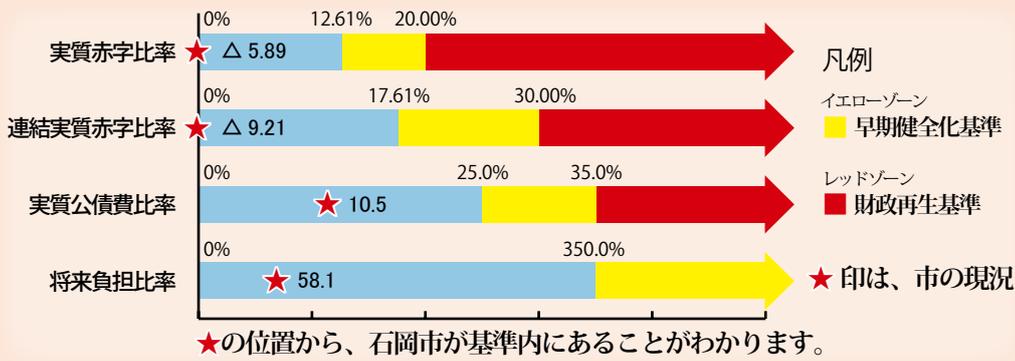


市の財政は健全です

引き続き経費節減に努力

平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、市は財政状況を四つの指標で表すことになりました。平成25年度決算に基づく石岡市の指標は昨年度に引き続き、いずれも健全な状況を示す数値となりました。

平成25年度決算 グラフから見た市の財政健全度



★の位置から、石岡市が基準内にあることがわかります。

上の図の四指標には、財政の健全化を判断するために、二つの基準が設けられています。

● 早期健全化基準

比率がイエローゾーンに入ると「財政健全化計画」の策定と公表などが義務づけられます。

● 財政再生基準

比率がレッドゾーンに入ると、市は「財政再生計画」の策定と公表だけでなく、地方債の借入れの制限や総務大臣から予算変更などの勧告を受けることもあります。

二つの赤字比率は「なし」

実質赤字比率・連結実質赤字比率は、平成24年度に引き続き、ともに赤字でないため、比率は「なし」となりました。なお、計算上算定される黒字の程度(マイナス値で表示)は、実質赤字比率がマイナス5・89%(24年度はマイナス6・85%)、連結実質赤字比率がマイナス9・21%(24年度はマイナス9・69%)でした。

実質公債費比率は10・5%で基準超えず

市の実質公債費比率は、早期健全化基準を14%ほど下回る10・5%(24年度は11・4%)でした。言い換えると「市の一般的な財源のうち10・5%を借入れの返済(公債費)に充てた」ということとなります。

市が一般財源から借入れの返済に充てた総額は約39億5000万円でしたが、うち約25億7000万円は地方交付税として措置されるため、実質の充当額は約13億8000万円でした。

実質公債費比率は、22・23・24年度と同じく早期健全化基準を下回りました。

しかし、公債費については、今後、駅周辺整備や道路整備などにより増加していくことが予想されます。また、人件費や扶助費、公債費のように経常的に支出を必要とする経費が一般財源のうち90・5%という高い割合を占めているため、今回の比率は楽観できる数値とは言えません。市としては、引き続き経

費の節減に向け、努力していきます。

平成25年度決算に基づく市の健全化判断比率

健全化判断比率	石岡市	(単位: %)	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.61	20.00
連結実質赤字比率	—	17.61	30.00
実質公債費比率	10.5	25.0	35.0
将来負担比率	58.1	350.0	—

実質赤字比率・連結実質赤字比率は、ともに赤字額がないため「—」と表示しています。

借り入れなどの将来負担は一般財源の約0・6年分

市と一部事務組合が、将来負担することが見込まれる借入れや債務負担行為などの総額は約555億7000万円ですが、そのうち約316億3000万円は、地方交付税による措置が見込まれます。さらに、その他の基金や特定財源を除いた金額を、市の一般的な財源で割り返した結果、市の将来負担比率は58・1%(24年度は68・1%)とな

用語の説明

●健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの財政指標の総称です。地方公共団体は、これらの比率のいずれかが一定基準以上となった場合、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

●実質赤字比率

市の標準財政規模に占める普通会計^{※2}の赤字額の割合を示します。なお、普通会計が赤字でない場合、この実質赤字比率は「なし」となります。

※1 標準財政規模……標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（市税や普通交付税など用途が特定されない財源と、財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債の発行可能額の合計）です。

※2 普通会計……各地方自治体の会計の範囲を統一し、統計上の整理、比較を容易にするために総務省が定めた会計区分です。25年度の石岡市の場合、一般会計と霊園事業特別会計を合わせたものになります。

●連結実質赤字比率

市の標準財政規模に占める全会計の赤字額の割合を示します。赤字額の考え方で、会計が赤字でない場合に比率が「なし」となるのは、実質赤字比率と同様です。

●実質公債費比率

市の標準財政規模に占める、市と市が加入する一部事務組合・広域連合（霞台厚生施設組合や新治地方広域事務組合など）が起こした借り入れの返済額の割合を示し、過去3か年の平均値をその年度の比率とすることになっています。

●将来負担比率

市の標準財政規模に占める、普通会計が将来的に負担すると見込まれる、市、一部事務組合・広域連合、地方公社・第三セクターなど（市産業文化事業団など）の借り入れ、債務負担などの割合を示します。これは「市が将来負担すると見込まれる借り入れなどの総額は、市の一般的な財源の何年分に当たるか」というもので、比率が100であれば1年分、150であれば1.5年分と言えます。

健全化判断比率とともに算定したものに、公営企業にかかる資金不足比率があります。この比率は、事業の規模に対する資金不足額の割合を示すものです

資金不足比率は「なし」

りました。これは「市が将来負担すると見込まれる借り入れなどの総額は、市の一般的な財源の約0・6年分に当たる」ということとなります。

比率が24年度と比較して10・0%減少した主な要因は、基金を積み増したことや公営企業債などへの繰入見込額・一部事務組合への負担など見込額が減少したことによるものです。

平成25年度決算

市公営企業にかかる資金不足比率

(単位: %)

事業名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	—	20.0
簡易水道事業	—	20.0
下水道事業	—	20.0
農業集落排水事業	—	20.0

資金不足の比率は、いずれも値がないため「—」と表示しています。

が、市の公営企業である水道簡易水道、下水道、農業集落排水の各事業はいずれも資金不足が生じなかったため、算定結果は表のとおり「なし」となります。

なぜ、市は地方債を借り入れしているのか

実質公債費比率や将来負担比率は、地方債などの借入金額の大きさが数値の決め手になります。では、なぜ市は借り入れを行うのでしょうか。

市が借り入れを行うことには「長く使用できる施設の整備費用は、次の世代にも負担してもらい、世代間の費用負担の公平性を確保しよう」という意味があります。

30年返済の借り入れをすれば、その年数間に施設を利用する市民の皆さんが、整備費用を公平に負担することになります。このような考えのもと、市は

地方債の多くを施設の建設や道路、下水道、農業集落排水など都市基盤の整備に充ててきました。しかし、家計が厳しいときは節約をしなければならぬのは、市も一般家庭も同じです。

財政の健全化に向けて

今回、健全化判断比率などを算定した結果、市の財政状況は、「健全段階」にあることが分かりました。

今後、駅周辺整備や道路整備をはじめ、歳出の増大が見込まれるなど、財政運営は難しい状況にあります。事業の重点化・効率化を行うなど、財政の健全化に努力を続けていきます。

市は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、健全化判断比率・資金不足比率を算定しました。これは、地方財政の早期健全化と分かりやすい財政状況の情報開示などのための比率です。平成25年度決算に基づく各比率の内容をお知らせします。

*文中、平易な表現とするため、説明を簡略化した表記があります。

■問い合わせ
財政課
☎23・1111
(内線234)